

鳥取大学コミュニティ・デザイン・ラボ利用規約

鳥取大学コミュニティ・デザイン・ラボ(CDL)は、地域価値創造研究教育機構による地域との様々な活動をスムーズに、そして活発に行っていくための拠点です。鳥取大学の教職員や学生だけでなく、地域住民を始めとする学外の様々な方々にも、研修やセミナー、各種の発表会やイベントなどいろいろな目的で利用していただけます。皆さんに安全・快適にご利用していただくため、下記の通り規約を定めております。御承知・御順守いただくようお願いします。

1 基本利用可能時間

5:00～22:00

※ 年末年始(12月29日～翌年1月3日)は完全閉館となります。

※ 長期休業中や大学運営に関わる行事の際等には、変則的となる場合があります。

2 利用対象

地域の住民、学生、教職員をはじめ、様々な立場の方が使用することができますが、原則として学外の方が利用される場合は学内者と共に活動する場合に限りです。

3 想定している使用目的

- ・地域の方々と学生、教職員による相談、議論、話し合い
- ・地域と大学(学生、教職員)が協働するプロジェクト活動 例: Small CoRE プロジェクト
- ・地域を対象とした研究、地域の問題解決に関連する研究
- ・PBLを中心とした、地域と連携した教育活動、授業 例: 地方創生推進プログラムの授業
- ・地域に向けた、または地域と連携したイベントや成果発表

授業で使用する場合、地方創生推進プログラム科目、地域連携実践教育科目以外では指定の教室にはせず(シラバスに掲載しない)、必要に応じて予約の上、利用してください。

4 利用形態と利用時間

<自由利用>

利用可能時間: 平日 10:30～18:00

基本利用可能時間内は、随時入室し、利用区画(管理スペース以外の区画)の空いている席で自由に打ち合わせや雑談、休憩等をしていただけます(自由利用)。

※ なお、自由利用時間内でも専用利用がある場合には利用できません。

<専用利用(要予約)>

利用可能時間: 5:00～22:00

本学の教職員又は本学の教職員が利用責任者となる団体は、基本利用可能時間も含め、利用区画(管理スペース以外の区画)の全部又は一部を専用して利用することができます(専用利用)。基本利用可能時間以外に利用される場合は、利用承認の際にお伝えする方法によって施錠管理をお願いします。

5 利用予約

4の＜専用利用(要予約)＞をしようとする方は、利用カレンダーにて当該日時に予約が入っていないことを確認した後、当機構のホームページの「コミュニティ・デザイン・ラボ利用申込」フォームより必要事項を入力し、事前に申し込みをしてください。

申し込みをしないで利用し、他の予約済みの利用者と重複した場合は、利用を中止していただきます。

予約は原則先着順ですが、予約を受理した場合でも大学行事や、より3の利用目的に合致した活動であり他に利用場所がない予約と重複するなどした場合には、当該利用を優先させていただき、予約済みであっても利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

6 禁止事項

すべての利用者は、利用にあたり以下の利用もしくは行為を禁止します。利用中にこれらの利用もしくは行為が見られた場合は利用を中止し、退出していただきます。また、管理者に対応できない重大な事案が発生した場合には、警察に通報します。

- ・暴力団その他の反社会的勢力のために利用する場合、又はそのおそれがある場合
- ・特定の宗派や党派の宗教活動や政治活動のために利用する場合、又はそのおそれがある場合
- ・他者の適切な利用を不当に妨げる場合、又はそのおそれがある場合
- ・CDL が安全・快適に利用できない状態または行為
- ・専用利用の承認を他者に引き継ぐこと、またこれを仲介・斡旋する行為
- ・CDL の施設設備を汚損し、棄損し、又は滅失させる行為
- ・引火・発火の恐れのある物の持ち込み
- ・危険物の持ち込み
- ・教育研究の場にふさわしくない行為
- ・喫煙

7 利用者の順守事項

- ・専用利用の場合は、承認を受けた目的・内容の範囲内で利用すること。
- ・ごみは持ち帰ること。
- ・室内に持ち込んだ物品の管理、室内での自身の安全確保、利用中の適正な室内環境の維持について、自らの責任で適切に対応すること。
- ・利用後は、利用にあたって移動した設備を元の場所に戻す等により、適切に原状回復しておくこと。
- ・専用利用を中止する場合は、専用利用の承認が取り消されて中止する場合を除き、
自由利用時間帯に利用予定の場合：遅くとも予約時間の1時間前までに、
自由利用時間帯以外の時間帯のご利用予定の場合：利用日の前日までに
10の連絡先に連絡すること。当該連絡をした場合でも、来場予定者等への対応は、利用者の側で責任をもって行うこと。
- ・利用中に専用利用の承認が取り消された場合には、直ちに利用を中止してCDLから退去すること。
- ・多人数で利用する場合、それについて専用利用の承認を受けた方は、他の利用者に対し、非常口や防災設備の位置、禁止事項、利用者の順守事項等を周知徹底し、適切に利用して利用後は適切に原状回復するよう指導すること。(団体の場合は、利用責任者の方が責任をもってそうした指導を行ってください)

8 利用制限措置

すべての利用者は、専用利用の場合は承認を受けた後でも、次のいずれかの状況が確認されれば利用を中止することがあります。中止された場合は、直ちに退出してください。多人数で利用していた場合、利用責任者の方が責任をもってすべての利用者に退出等の指導を行ってください。

- ・7の利用者の順守事項に定める事項が遵守されない場合。
- ・CDL 専用承認申請書の虚偽記載等が確認され、その専用利用で7の利用者の順守事項に定める事項が遵守されないおそれがあると認められることになった場合。
- ・CDL が円滑・適正に管理されて安全・快適に利用できる状態ではなくなった場合。

CDL の管理に当たる職員は、これを円滑・適正に管理して安全・快適に利用できる状態に保つために必要な行為をするよう、又はそれを妨げる行為をしないよう、利用中に指示することがあります。

上記のような利用が複数回繰り返される場合、また1度でも社会規範に鑑みて重大と思われる違反行為があった場合は、以降利用をお断りします。

9 賠償責任等

- ・CDL の施設設備を汚したり、壊したり、失くしたりされた方、その他7に定める利用者の順守事項を遵守されない方には、それによって生じた損害の賠償を求めることがあります。なお、専用利用の場合は、その承認を受けた方にも賠償を求めることがあります。
- ・CDL を利用される方の持ち込まれた物品（CDL 内に設置されたロッカーに保管されているものも含まれます）の盗難や破損、利用中における負傷や病気等について、本学は責任を負いません。
- ・専用利用の承認を取り消したことにより、その承認を受けていた方等に損害が生じて、本学は責任を負いません。

10 連絡先

〒680-0945

鳥取市湖山町南 4 丁目 101

鳥取大学コミュニティ・デザイン・ラボ

TEL:0857-31-5870

E メール:chi-cdl@ml.adm.tottori-u.ac.jp